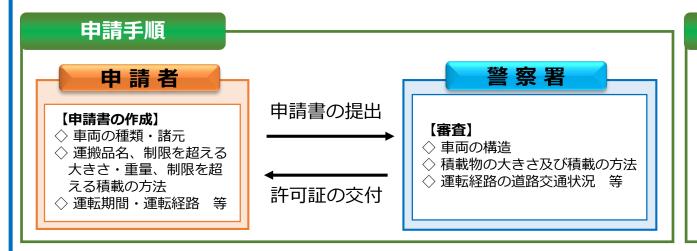
制度の概要

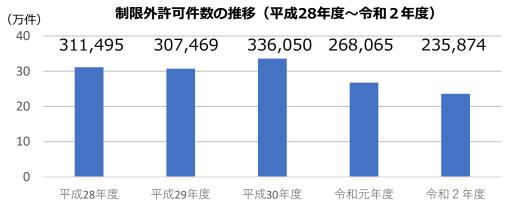
> **積載物の重量、大きさや積載の方法の制限を超える積載をして車両を運転する場合**に、警察署長の許可を得る制度



申請に必要な主な書類

- 申請書
- ▶ 申請書の記載内容を補足する資料
 - 積載方法の状況が分かる資料 (積載状況の寸法が記載されている図面や写真等)
 - 運転経路図

許可件数の推移



- ※ 制限外許可とは、道路交通法第56条(設備外積載許可及び荷台乗車許可)又は第57条第3項 (制限外積載許可)の規定による許可のことをいう。
- ▶ 過去5年間の平均許可件数は約29万件

オンライン化に向けた取組

- 令和3年6月から試行的な取組として各種手続をオンラインで行うことができる「警察行政手続サイト」を運用開始
- 本格的なオンライン化に向け、引き続き検討を推進

自動車の積載の制限

| 種別 | | 制限の内容 |
|-------------------|-----------|---|
| 長さの制限 | 貨物の長さ | (積載物の長さ) 自動車の長さにその長さの10分の1の長さを加えた長さを超えないこと(※1) (積載方法) 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さない こと |
| 幅の 制限 | 貨物の幅一 | (積載物の幅) 自動車の幅を超えないこと (※2) (積載方法) 自動車の車体の左右からはみ出さないこと (※3) |
| 高さの制限 | アーイ=貨物の高さ | (積載物の高さ) 3.8メートル(都道府県公安委員会が指定した道路を通行する自動車は4.1メートル)からその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超えないこと |
| 重量の 制限 | | (積載物の重量) 自動車検査証に記載された最大積載重量を超えないこと |
| 根拠法令:道路交通法施行令第22条 | | |

現在、次のとおり制限を緩和する政令改正について、意見公募手続を実施している。

- ※1 自動車の長さにその長さの10分の2の長さを加えた長さを超えないこと
- ※2 自動車の幅にその幅の10分の2の幅を加えた幅を超えないこと
- ※3 自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出さないこと